

FAQ よくある質問と回答

●認定制度全般に関する質問

問1 介護サービス事業者は、必ず認定を取る必要がありますか。

認定制度は、介護事業者の人材育成及び職場環境改善の取組を後押しするために県が任意の制度として設置したものです。認定を取ることは義務ではありません。できるだけ多くの介護事業者を取組んでいただきたいと考えています。

問2 認定を取得するまでの手順を教えてください。

認定を取得するまでの流れは以下のとおりです。

- 1 介護事業者は、取組宣言を認定制度事務局（岐阜県健康福祉部高齢福祉課長寿社会推進係）へ提出します。
- 2 介護事業者は、県が行う支援制度などを活用しながら、認定基準を満たすための取組をします。
- 3 介護事業者は、認定基準を満たしていることを取組達成シート※で自己評価します。（※取組達成シートは、県のウェブサイトに掲載予定です。）
- 4 認定申請書を認定制度事務局（同上）へ提出します。
- 5 県は、認定申請書の審査を行います。
- 6 県は、介護事業者へ認定又は不認定の決定の通知をします。

問3 認定申請は誰でもできますか。

認定の対象は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、岐阜県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者のうち、下記の認定対象サービスを運営する事業者です。

◆介護給付サービス

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（老健）、短期入所療養介護（病院等（老健以外））、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型通所介護

◆予防給付サービス

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（病院等（老健以外））、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

問4 県外に主たる事務所を置く法人です。対象事業者となりますか。

県外に主たる事務所を置く法人であっても、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、岐阜県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者（問4のとおり）の場合は、取組宣言及び認定申請ができます。

●認定申請・取組宣言に関する質問

問5 取組宣言をせずに、認定申請をすることはできますか。

認定申請を行うためには、必ず取組宣言が必要です。
なお、支援制度は取組宣言事業者しか活用できないものがあります。

問6 取組宣言や認定申請はいつでもできますか。

取組宣言の募集は毎年2月頃、認定申請の受け付けは毎年6月頃の予定です。
平成28年度分の取組宣言の募集は、平成28年2月29日(月)から平成28年3月14日(月)までとしましたが、取組宣言の応募者数の状況によっては、追加の募集を行うことがあります。

問7 取組宣言に有効期間はありますか。

取組宣言の取組グレードは、募集のあった年度について1年間（4月から3月末）有効となります。継続を希望する場合は、改めて取組宣言が必要です。

問8 小さなグループホームを設置しています。取組宣言はできますか。

認定制度では、介護事業者の規模で取組宣言や認定制度に制限を設けていません。
人材育成及び職場環境改善の取組について、3段階の認定グレードを設定していますので、できるグレードから取組を始め、順次取組を強化して、次のグレードへ進んでください。

問9 介護職員処遇改善加算の届出をしていません。取組宣言はできますか。

認定制度では、取組宣言の要件として、「介護職員処遇改善加算」の届出を必須とはしていませんので、取組宣言をすることができます。

ただ、「介護職員処遇改善加算」は、①職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系を定めること等（キャリアパス要件Ⅰ）、②資質向上のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること等（キャリアパス要件Ⅱ）、③職場環境等要件については、実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること、とされており、認定制度の設置趣旨の方向性と異なるものではありませんので、届出については推奨することとしております。

問 10 取組宣言書の添付書類には、事業所指定通知の写しの添付が必要ですが、更新している場合は、①指定通知、②更新通知の両方の提出が必要ですか。

介護保険事業所番号確認のため、①指定通知、②更新通知の両方を提出してください。なお、「みなし指定」の事業所・施設に対しては、県や市町村から介護保険事業者の指定通知書の送付はありませんので、みなし指定の根拠となる指定事業所・施設の通知を提出してください。

○「みなし指定」について

介護保険法においては、事業者からの申請に基づいて知事が居宅サービス事業者の指定を行います。法第 71 条第 1 項又法第 72 条第 1 項において規定された事業者については、特例により居宅サービス事業者としての指定があったものとみなされます（法第 115 条の 11 により介護予防サービス事業者についても準用）。これを「通常指定」と区分し「みなし指定」といいます。

開設者	みなし指定となるサービス（認定制度関係分）
病院又は診療所	訪問看護、介護予防訪問看護 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
介護老人保健施設	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
介護療養型医療施設	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

※病院又は診療所については、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号による保険医療機関の指定があった場合に限りします。

※介護老人保健施設については、法第 94 条第 1 項の許可があった場合に限りします。

※介護療養型医療施設については、法第 48 条第 1 項第 3 号の指定があった場合に限りします。

問 11 取組宣言の書類提出期間中と、介護保険サービス事業所・施設の指定更新の時期が重なります。どうしたらよいですか。

取組宣言書類には指定通知を添付し、更新手続き終了後に速やかにそのことを認定制度事務局へ連絡してください。

問 12 全国で介護サービス事業を展開するほか、認定制度の対象とならない事業もいくつか実施する法人です。宣言関係書類に記載する常用労働者数は法人全体のものを記載する必要がありますか。

認定制度の趣旨からは、制度の対象サービス事業所・施設の労働者数の記載となりますが、法人全体と介護事業の割合などの比較参考になりますので、法人全体の労働者数を上段に記載（併記）してください。

問 13 常勤労働者数は、申請時の数を書くのですか。

厚生労働者が実施する雇用動向調査における、前年 12 月末日現在の状況について調査した常用労働者数を想定していますが、申請時の実人数を記載して構いません。欄の余白に時点（調査年月日）を記載してください。

問 14 取組宣言書の提出は、「正副」1部ずつとありますが、どういう意味ですか。

正副1部ずつの書類を県で確認し、副本に受理印を付して後日返却します。

正本：法人印を押印した「原本」とその添付書類

副本：正本を全て複写（コピー）した書類

問 15 取組グレード2を予定しています。セルフチェックシートは、グレード2について提出すればよいですか。

取組グレード3は16項目、取組グレード2は23項目、取組グレード1は9項目の認定基準がありますが、以下のとおりセルフチェックシートを提出してください。

	グレード3 selfcheckseet	グレード2 selfcheckseet	グレード1 selfcheckseet	項目数
取組グレード3	●	—	—	16
取組グレード2	●	●	—	39
取組グレード1	●	●	●	48

問 16 グレード2の取組を希望しています。セルフチェックシートには、「×」や「△」の項目があってもよいですか。

取組宣言時に、取組を希望するグレードの認定基準を全て満たしている必要はありません。全ての項目に「○」がなくても取組宣言ができます。

また、取組宣言時に全ての項目が「○」となっていなくても、認定申請時に、全ての項目が「○」となれば、認定申請ができます。

問 17 平成28年度中はグレード2の取組を進めますが、この6月にはグレード3の認定基準は全て満たす予定です。「取組認定グレード」にはどのグレードを記載するのか教えてください。

取組宣言関係の「平成28年度取組認定グレード」欄には、1年間の取組を進める予定として、「グレード2」を記載してください。

問 18 取組宣言の時に、取組グレード3としました。もっと上のグレードを目指せそうですが、年度の途中で取組グレードの変更はできますか。

知事へ提出した取組グレードについて、年度の途中で変更をすることはできません。

なお、取組宣言にはグレードの設定がなく、取組宣言をしたあと、1年間で取組を進めるグレードを「取組グレード」としています。

取組グレードは取組を進めるうえでの目標や目安になるものです。目標以上に取組が進んだ場合には、認定基準を満たしたグレードについて認定申請ができます。（例1）

また、取組が思うように進まなかった場合には、グレードを下げても認定申請をすることができます。（例2）

（認定申請ができる例）

例1	平成28年2月 平成28年6月	取組宣言時 認定申請	取組グレード3 認定基準グレード2
例2	平成28年2月 平成28年6月	取組宣言時 認定申請	取組グレード1 認定基準グレード2
例3	平成28年2月 平成29年2月 平成29年6月	取組宣言時 取組宣言時 認定申請	取組グレード2 取組グレード3 認定基準グレード2

問 19 取組宣言書に押印する「職員の過半数を代表する者」について、生活相談員や看護師では代表となれませんか。

代表となる方は、介護職員ではない方も記載いただけます。

認定制度は、介護職員の処遇改善を目指した制度ですが、法人を構成する職員は介護職員ではありません。例えば、職員組合を組織されている場合や三六協定における職員代表となった方が介護職員以外の方の場合もあります。

こうしたことから、介護職員以外の方の記載ができるとしたものです。

問 20 取組宣言や認定申請の提出先を教えてください。

認定制度の事務局へ提出してください。

問 21 取組宣言書及び認定申請書の代表者欄は認印が認められていますか。

提出書類には、法人設立時に法務局へ届出した法人印を使用してください。

問 22 認定に有効期間はありますか。

認定の有効期間は、認定のあった日から3年が経過する日の属する月の末日までです。

なお、認定の更新を希望する場合は、有効期間が満了する年の6月頃（予定）の認定（更新）申請の時期に、あらかじめ更新手続きをしておく必要があります。

また、認定を受けたグレードを変更せずに同じグレードで更新の申請をする場合は、取組宣言の必要はありません。

問 23 取組宣言や認定申請に手続きの費用は必要ですか。

取組宣言及び認定申請の手続きのための手数料は不要です。

問 24 6月の認定申請時に認定基準の取組が十分できていない場合でも、11月の認定か不認定の決定の時期までに認定基準を満たせそうな場合は、認定の申請をしてもよいですか。

認定申請時に認定を希望するグレードの、全ての認定基準を満たしている必要があります。

問 25 グレード2の認定申請を考えています。グレード2のみの基準を満たせばよいですか。

グレード3は16項目、グレード2は23項目、グレード1は9項目の認定基準がありますが、以下のとおり基準を満たす必要があります。

なお、グレード2の認定を受けた者でなければ、グレード1の認定申請はできないこととしています。

	グレード3認定 基準	グレード2認定 基準	グレード1認定 基準	項目数
グレード3申請	●	—	—	16
グレード2申請	●	●	—	39
グレード1申請	●	●	●	48

●審査・認定に関する質問

問 26 認定基準を満たしていることを証明する書類は、全ての事業所・施設分を提出しなければなりませんか。

介護事業者が設置する全ての事業所・施設では、特別の事情がある場合を除き、全ての介護職員が同様の処遇がされているものと想定しており、全ての事業所・施設分についての説明は必要ありません。事業所・施設ごとに様々な取組がある場合は、特にめざましいものや、先進的な活動をご紹介ください。

問 27 「地域貢献のための活動」を証明する場合、特に要綱や規程などは定めていません。提出書類を省略できますか。

認定基準は、全ての項目の証明書類が必要です。

要綱や規程がない場合などは、地域貢献活動を職員に呼びかけたチラシや案内に、実際に活動を行っている写真を提出してください。

問 28 活動内容を写真で証明する場合の方法を教えてください。

写真を提出する場合は、A4版の用紙（日本工業規格A列4番）を用い、用紙の余白に、①該当する認定基準の種類、②活動の名称、③撮影日を記載してください。

問 29 認定基準を満たしているかどうかを、どのように判断するか教えてください。

今後、認定申請時に提出する具体的な書類について、各認定基準ごとにガイドブック等に記載し、県のウェブサイトでお知らせする予定です。

問 30 グレード3の認定を省略し、グレード2での認定申請を考えています。審査の結果、グレード2の認定基準が満たせなかった場合でも、グレード3の認定基準が満たせた場合は、グレード3の認定となりますか。

グレード2に対する認定申請手続きになりますので、仮にグレード3の認定基準を満たした場合でも、グレード2の認定基準が満たせていない場合は、不認定となります。

達成確認シート（今後、県のウェブサイトに掲載予定です。）で十分に認定基準を満たしていることを確認してから認定申請をしてください。

問 31 認定されたあと、どのような情報が公表されますか。

認定された介護事業者については、①名称、②所在地、③提供する介護サービスの種類、④取組内容等について公表します。

このほか、県の開設するウェブサイト上で、認定事業者や従事する介護職員を紹介することを予定しています。

●支援制度に関する質問

問 32 認定を受けるための取組について、どのような支援がありますか。

平成 28 年度は、主にグレード 2 の取組をめざす介護事業者を訪問し、課題の抽出や解決方法について、コンサルティングを行う事業を予定しています。

このほか、各種研修の受講費用の一部補助、第三者評価費用の一部補助、介護事業者が計画・実施するキャリアパス研修事業への補助のほか、県が岐阜県福祉人材総合対策センター（県社会福祉協議会）へ委託して行う研修や支援の紹介をします。

問 33 取組グレードによって、活用できる支援に差がありますか。

平成 28 年度は、主にグレード 2 の取組をめざす介護事業者を訪問し、課題の抽出や解決方法について、コンサルティングを行う事業を予定しています。

介護人材の育成や職場環境改善について、本来、その取組は事業者自身が行うものですが、県が認定制度を創設した目的は、その取組のノウハウについて助言し、目に見える形で達成感を実感していただきたいと考えたからです。

中でも、グレード 2 に掲げている内容はそれほど容易ではなく、取組を具現化するための費用と相談・助言ができる仕組みが必要と考えました。

このために、主にグレード 2 の取組を中心とした支援制度となっています。

グレード 1 に進むためには、グレード 2 の取組を更に深め、設置者や管理者だけではなく、全ての職員が前向きに取り組むことを理想としています。

問 34 支援事業を受けるために、費用は必要ですか。

県が行う支援事業のうち、研修やセミナーの受講費用は不要です。ただし、テキスト代などの実費を徴収する場合があります。

この他、介護職員初任者研修の受講費用や介護事業者自身が行うスキルアップ研修に対する補助については、募集の時期、申請方法を県（高齢福祉課）のウェブサイト以案内しています。

問 35 平成 28 年度は、コンサルティングの支援を受けられると聞いています。取組宣言をした全ての介護事業者が対象ですか。

コンサルティング事業は、取組宣言の応募状況、予算等の都合によりますが、主にグレード 2 の取組希望のあった介護事業者が対象となります。

問 36 現在、社会保険労務士に法人の処遇改善業務を依頼し、毎月検討会を実施しています。この費用は補助対象となりますか。

平成 28 年度に県が行うコンサルティング事業は、県が委託した者が各介護事業所・施設に訪問する内容となっています。法人が負担した社会保険労務士への費用に対する補助はありません。

問 37 平成 27 年度中にアセッサーの受講をしました。補助はいつもらえますか。

平成 28 年度 of 取組宣言の有効期間は、当該年度の 4 月から 3 月末までとなります。県が行う各種支援事業は、取組宣言の有効期間内に法人が負担した経費（県の補助要綱等の該当期間・内容）に対してのものであり、該当年度外に法人が負担した費用についての支援や補助はありません。

問 38 介護キャリア段位普及促進事業の事業概要とスケジュールを教えてください。

平成 28 年度から、県は介護プロフェッショナル段位制度の普及促進を図ることとしています。県内 3 圏域（岐阜、東濃、飛騨）で、設置者・管理者向けの普及啓発セミナーを行った後、同 3 圏域で、実際にアセッサー講習の受講を希望する方へのセミナーを実施する予定です。

この 2 種類のセミナーは、一般社団法人シルバーサービス振興会が行うアセッサー講習受講に向けて、事前に県が支援をするものです。

[参考：H27 年度一般社団法人シルバーサービス振興会スケジュール]

H27.6 頃	募集要項案内
H27.7.1（水）～ 7.21（火）	評価者（アセッサー）講習の申込み
H27.8 末～	「テキスト」事前学習
H27.9.8（火）～10.19（月）	eラーニング受講

このほか、一般社団法人シルバーサービス振興会の実施する「アセッサー講習」の受講費用（講習テキスト、eラーニング受講、トライアル課題、集合講習を含む）について、1 人当たり 1 万円※を助成します。（申込手続は、県のセミナー受講者であっても、各自で行っていただく必要があります。県のセミナーで説明される手順を踏まない場合、アセッサー受講費用の補助は受けられません。）

※当初は、受講費用全額を助成させていただく予定でしたが、より多くの人にこの助成制度を利用してもらうために、助成額を 1 万円に変更致しました。

問 39 プリセプター制度事業について、事業概要とプリセプターシップ、エルダー、メンター、チューターなどの用語の違いを教えてください。

平成 28 年度に県が行うプリセプター制度等導入支援事業は、県内 5 圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）で、設置者・管理者向けの普及啓発セミナーを行った後、同 5 圏域で、実際にプリセプター等の指導者・相談者となる方へのセミナーを実施する予定です。受講費用は無料です。

○プリセプター制度等の概要

OJT とは、OJT = On the Job Training（職場内訓練）として、職場の中で、仕事を通じて行う教育を指し、諸先輩の経験によって得られたノウハウや知識を覚える機会の事をいいます。

その中でもプリセプター制度等は新人職員の OJT 制度として活用されており、主に次頁記載の制度があります。

・エルダー	決まった先輩職員が職務の指導を始め、職場生活上の相談役をマンツーマンで担い、新人職員の職場生活・精神面での支援を行います。
・メンターシップ	配属部署における上司とは別に決められた人が新人職員をサポートする味方となり、指導や助言、相談を担当します。
・プリセプターシップ	新人職員1人に対して、決められた経験のある先輩職員がマンツーマン（一緒に勤務します。）で、ある一定期間オリエンテーションを担当します。
・チューター	決められた先輩職員が総合的なアドバイザーとして、職務の指導だけでなく職場での円滑な人間関係を持てるよう対応するなど、その先輩職員の新人職員で信頼関係を結ぶことで新人職員の教育を行います。
・補助アサイント	新人職員と先輩職員がペアで業務を行います。プリセプターとの違いは、その日その日で指導する先輩が変わることです。

●認定取得後について

問 40 認定を取得した後の手続きを教えてください。

認定の有効期間は、認定のあった日から3年が経過する日の属する月の末日までです。

取組の状況を確認するために、年1回6月末までに認定制度事務局へ取組報告書を提出する必要があります。報告のあった取組報告書は、県のウェブサイトの一部を公開することとしております。

なお、取組報告書の提出を3年連続して怠った場合（更新前の提出分及び上位認定前の分を含みます。）、更新手続きができません。

問 41 介護サービスを拡充（縮小）することになりました。必要な手続きを教えてください。

介護事業者の名称や、所在地、介護サービスの種類に変更があったときは、事由の発生から1か月以内に「変更届」の提出が必要です。

問 42 取組が辛くなりました。やめるときの手続きを教えてください。

取組が難しくなったときや、介護サービスの運営を全て廃止するときは、事由の発生から1か月以内に「廃止届」を提出してください。

問 43 認定を受けたあと、介護施設を設置していた法人が合併しました。認定はどうなりますか。

合併の種類によって手続きが異なります。

新設合併の場合、新法人に認定は引き継がれません。旧法人名で「廃止届」を提出し、改めて取組を開始してください。

吸収合併により、認定された法人が吸収され消滅する場合、新法人に認定は引き継がれません。「廃止届」を提出してください。

吸収合併により、認定された法人が認定を持たない法人を吸収する場合であって、介護サービスの種類等に変更がある場合は、「変更届」を提出してください。

新設合併：合併に際して法人を新設し、合併により消滅する2つ以上の法人の権利義務全部を新設法人に承継させるものをいいます。

吸収合併：2つの法人が合併する場合で、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併後に存続する会社に承継させるものをいいます。

問 44 どのような場合に、認定の取消しをされますか。

以下の場合に、認定の取消しをすることがあります。

- (1) 認定申請書類及び添付書類に重大な虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (2) 介護保険法等に関する重大な違反があったことが判明したとき。
- (3) 県の定める暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱第3条各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき。
- (4) 上記各号のほか、認定の継続が適切でないことが明らかなきとき。

(問い合わせはこちらまで)

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田2丁目1番地1

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長寿社会推進課係

電話：058-272-8289

電子メール：c11215@pref.gifu.lg.jp